

注 記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

売価還元法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

• 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 22 年～50 年

工作物 15 年～60 年

物品 4 年～17 年

• 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5 年)に基づく定額法。）

• リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権、長期貸付金については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。
- 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- 退職手当引当金
期末日に在職する職員の自己都合要支給額から、組合への負担金の加入時以降の累計額から既に退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金としています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- 消費税及び地方消費税の会計処理
税込方式によっています。ただし、水道事業会計及び下水道事業会計は税抜き方式によっています。
- 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な後発事象

該当事項ありません。

3 偶発債務

該当事項ありません。

4 追加情報

(1) 全体財務書類対象団体（会計）

- 対象範囲（対象とする会計名）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	－
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	－
介護保険特別会計	特別会計	全部連結	－
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－

特別会計等の連結の方法は次のとおりです。

特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

- なお、昨年度まで地方公営企業法の適用に向けた準備作業のために連結対象外としていた下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、下水道事業会計に統合され、本年度より連結対象となりました。そのため、全体財務書類の前年度末純資産残高及び前年度末資金残高は、前年度の全体財務書類の各残高と一致しません。
- 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
一般会計等と普通会計の対象範囲は同じです。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払等があった場合は、現金の受払等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

以上